

平成十四年十二月六日受領  
答弁第一七号

内閣衆質一五五第一七号

平成十四年十二月六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員川田悦子君提出請願法による請願の処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員川田悦子君提出請願法による請願の処理に関する質問に対する答弁書

請願法（昭和二十二年法律第十三号）による請願を受理した官公署は、請願者に対し、その処理の経過や結果を告知する義務までを負うものではない。